

青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針の一部改正について

1 改正の理由

第 8 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたり、近年の高齢者福祉施策の動向等にもとづき、施設の配置のあり方について、所要の規定の整備を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 基本方針等の見直し（第 1 項・第 2 項関係）

国の高齢者施策および障害者施策における近年の動向である地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の推進等の表現を盛り込むほか、表現の調整を行う。

(2) 介護老人福祉施設における整備の特例（第 2 項関係）

既存の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）がユニット型施設へ転換する整備を行う場合に、次のアおよびイの区分に応じて、当該アおよびイに掲げる数までの定員増ができる規定を置く。

なお、すでにこの基本方針にもとづき整備された施設についても、施設からの申し出があれば定員増を認める。

ア 現行定員が 100 名以上であるとき 現行定員の数に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数

イ 現行定員が 100 名未満であるとき 100 に 1 ユニットの定数を超えない範囲の数を加算した数

(3) その他所要の規定の整備

3 実施期日

令和 3 年 4 月 1 日